

令和4年度 社会福祉法人清瀬市社会福祉協議会事業計画

事業方針

地域共生社会の実現に向けては、参加しあえる地域づくりと伴走型の個別支援が一体的に行われる必要があります。当会がもつ「地域支援機能」「個別支援機能」「福祉サービス提供機能」が法人内で強固に連携しあうことで、包括的な支援体制づくりに努めていきます。そして、令和3年度から策定を始めた清瀬市民地域福祉活動計画は、令和4年9月までにまとめあげ、これからの地域福祉、また社会福祉協議会の取り組みの指針とすべく法人全体が一丸となって取り組みをスタートさせます。

支援につながりにくい方や社会的孤立にある方への関わりとして、生活福祉資金貸付事業では、増えていく償還に関する相談支援の場面などを通じ、フードバンクや応急生活支援事業などのサービスと併せ、取りこぼさない支援に努めていきます。孤立しがちな方への支援策の一步として、ひきこもり家族会も実施していく考えです。さらに、権利擁護センターでは、成年後見制度を必要とする方が適切に支援につながるよう、利用促進に係る中核機関業務を新たに開始します。権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの中心的役割を果たすとともに、法人後見1件のモデル実施を目指します。

他方、地域包括支援センターが関わる個別支援のなかでは、高齢者の様々な生活課題が顕在化します。地域ケア会議などを通じ関係者と共有するとともに、本会がもつ地域支援機能と連動させ、包括的支援につなげていきます。生活支援コーディネーターが進める10の筋トレは、身近な高齢者の交流と健康づくりにつながる居場所としてさらに伸長させるとともに、買い物支援など身近な生活支援の充実に向けた取り組みをしていきます。ボランティア・市民活動センターでも、活動が制限されがちな高齢者を中心に新しい参加の場につながる講座やスマホなどによる情報取得支援をより強化します。

障害者福祉センターでは、第5期目の指定管理者制度による運営を開始するにあたり、障害を持つ方もそうでない方も参加・活躍・交流できる拠点として事業を拡充します。高齢者も利用できる共生型サービスを新たに実施するほか、地域の方が交流できる場づくりなどに取り組みます。

コロナ禍による影響は、財務の悪化、人員確保の困難性、事業実施の制約など多方面に渡ります。事業継続計画の継続的見直しや弾力的な人員体制の整備、将来的リスクを踏まえた収支改善計画を立て、末長く市民に信頼され、必要な事業を着実に実施していけるよう組織基盤の整備を図っていきます。

重点目標

1. 業務遂行体制の整備

コロナ禍に応じた多様な業務推進体制の継続的な整備を図ります。職員間の連携を促進するために情報共有ツールなどの整備を行うとともに、情報セキュリティの適切な運用体制を構築します。また、職員の資質の向上を図るため、目標管理制度の導入や階層、業務特性に応じた研修計画による人材育成を強化します。

2. 第4次清瀬市民地域福祉活動計画の策定

令和3年度に引き続き、策定作業を進めます。計画素案を地域の方に説明する場として小学校区域ごとに地域懇談会を実施し、これからの地域福祉活動のあり方を地域住民やその地域に関わる団体・事業所の方と目標を共有していきます。

3. 生活支援コーディネーター業務の推進

生活支援コーディネーター事業は、市域全体にかかわる第1層と地域包括支援センターを基盤にかかわる第2層という複数のコーディネーターの持つ力を活かし、高齢者の生活支援・介護予防の場づくりを広げていきます。

4. ボランティア・市民活動の促進

一人ひとりの社会参加につながる活動や活躍の場づくりに取り組みます。また、公益的な取り組みにかかわる多様な活動団体の力を活かし、地域課題の改善に繋がる取り組みが広がっていくよう地域協働事業の推進に関わっていきます。

5. 障害者福祉センターの機能強化

障害福祉サービスはより広く利用される方が増えるよう、関係機関への周知を強化します。また、高齢者にもニーズの高い機能訓練事業を共生型サービスとして新たに展開するほか、障害を持つ人とそうでない人の交わりにつながる居場所づくりにも取り組み、様々な地域の人が利用できる障害者福祉センターを目指します。

6. 社会的孤立を生み出さない相談支援と地域づくり

権利擁護センター、地域包括支援センター、障害者相談支援事業、生活福祉資金貸付事業などの相談事業を実施していく中で、支援を必要としている人の問題に切れ目なく、漏れなくかかわっていくことを目指し、関係機関との連携を強化するとともに、必要な社会資源づくりや地域で支える取り組みを推進します。

基本事業

1. 経営組織

(1) 健全な法人運営を行うために必要な経営体制を整備します。

項目	内容	重点・変更点など
1 理事会、評議員会	(1)健全な法人運営が行われるように努めます。	
2 業務遂行体制の整備	(1)事業展開に応じた組織・職員体制を見直し、効率的な業務体制を構築します。 (2)業務マニュアルの作成を通して、課題を抽出し、業務手順の見直しを行います。 (3)目標管理制度を導入します。 (4)感染症の拡大や自然災害の発生を踏まえた継続可能な就業体制の確立を目指します。 (5)情報セキュリティ体制の見直しに取り組みます。	○業務マニュアルの見直し、更新。 ○業務手順の再点検、検討。
3 職員育成	(1)研修計画に基づく研修の推進に取り組みます。 (2)階層別の職員研修を行い、それぞれの職員が、役割を自覚し十分に力を発揮できるように取り組みます。 (3)業務に関連する知識、技術の習得を目的として業務関連研修に積極的に参加します。 (4)内部研修の実施により、各担当業務の相互理解を促進するとともに、連携強化を図ります。	○階層別の研修実施 ○OJT研修の実施 ○内部研修の実施
4 働き方改革	(1)働き方改革への対応（仕組みの運用）	

2. 財源確保

(1) 地域福祉や社会福祉協議会への理解を得ながら、多様な形での財源確保を図ります。

項目	内容	重点・変更点など
1 ふれあいバザー	(1)コロナ禍の状況に応じ、実施のあり方を見直します。	
2 ふれあい募金箱	(1)市内公共施設、商店などに19箇所設置。更に、社協だよりやホームページで設置協力店の紹介を行い、PRを強化するとともに、設置箇所の拡充を図り、募金額の増額を目指します。	○設置協力店の拡充 ○募金協力の周知
3 広告料収入	(1)社協だより、ホームページの充実を図り、広告主数、広告料収入増を図ります。 (2)ホームページを活用した社協だより広告主の募集を強化します。	

項目	内容	重点・変更点など
4 自動販売機収益	(1) コミプラ3台、障害者福祉センター1台、市民活動センター1台継続設置。 (2) 自動販売機の新規設置を目指します。	
5 入れ歯リサイクル事業	(1) 社協、市役所、地域市民センターなどに回収箱を設置。(全10箇所) (2) 地域のイベントなどで協力を呼び掛けます。 (3) 市内の歯科等に協力を依頼します。	○設置場所の拡充 ○入れ歯リサイクル事業の周知
6 インクカートリッジ回収【新規】	(1) 回収業者と提携し、使用済みインクカートリッジを広く受付を行い、その一部を益金として取り扱います。	
7 応益負担	(1) 車椅子等貸出(有料)を継続します。 (2) 連続講座、杖販売など一定のコストがかかる事業には、利用者負担を継続します。	

3. 会員増強

- (1) 社会福祉協議会の基盤となる会員の増強や地区福祉員との連携強化に取り組むとともに、会員への情報提供などに努めます。

項目	内容	重点・変更点など
1 会員増強運動	(1) 会員増強月間を4月に実施します。【継続】 (2) きよせ社協わがまちかわらばんの内容を見直します。 (3) 既存の会員への呼びかけを継続するとともに、新たな層(若年層など)への呼びかけを強化します。 (4) 地区福祉員・既存の会員の高齢化や郵便振込の新手数料に伴い、新たな会費の集金方法を検討します。	○会員増強月間を4月に設定し、年度初めから会員増強に取り組めるようにします。【継続】 ○かわらばんの内容を見直し、より読みやすく、親しみやすくなるよう努めます。 ○地域イベントへの参加等を通じ、周知活動・情報収集を行います。

4. 広報広聴

- (1) 社会福祉協議会や地域福祉全般に対する理解を深めるため、広報活動を積極的に行うとともに、市民ニーズの把握に努めます。

項目	内容	重点・変更点など
1 きよせ社協だよりの発行	(1) 年4回発行します。 (4/1、7/1、10/1、1/1) (新聞折込み他26,000部予定) (2) モニター制など読み手の意見を吸い上げる工夫を行います。	○幅広い年齢層が身近に感じる誌面づくりを継続します。 ○より多くの方の目に留まるよう記事や配布方法を検討します。

項目	内容	重点・変更点など
2 きよせ社協わがまちかわらばん	(1) 会員向け情報誌として年2回発行します。(4月、10月 各4,000部) (2) 掲載内容の見直しを行います。	○会費使途や事業説明、地域情報などを会員へ提供します。
3 ホームページの充実	(1) 職員全体で随時更新に取り組み、必要な情報を取得しやすくします。 (2) 社協及び地域の取り組みやニュースを広く掲載していきます。 (3) ページ構成の見直しを行います。 (4) Facebookページの内容充実を図ります。	○H30.10～Facebookページを開設。これの充実と他のSNSの活用に取り組みます。
4 地域イベントへの参加	(1) きよせ市民まつりをはじめ、地域で行われる催しなどに参加し、模擬店実施や運営協力をする中で、本会事業や共同募金運動などの啓発を行います。	○イベント以外の場も含めたPR方法を検討します。
5 継続的な広報活動	(1) 地域懇談会や出前講座、交流会など、日常的な社協事業を通じた取り組み紹介を行います。	○パンフレットの改訂

5. 地域福祉事業

(1) 第4次清瀬市民地域福祉活動計画の策定と推進

第3次地域福祉活動計画の残された課題とともに、新たな地域課題解決に向けて第4次地域福祉活動計画を策定し、市民や関係機関、行政等多様な主体とともに計画推進をすすめます。

(2) 第1層生活支援コーディネーターの取り組み

地域課題や社会資源を捉え、第2層生活支援コーディネーターとともに主に高齢者の生活支援・介護予防等に必要な仕組みづくり、人づくりに取り組みます。

項目	内容	重点・変更点など
1 きよせ10の筋トレ事業	(1) 関わるきっかけづくりに取り組み、新たな活動団体の立ち上げを支援します。 ・体験会年3回 ・出前講座年3回 (2) 自主グループへの定期訪問や活動調査を行い、継続活動の支援を行います。 ・リーダーの連絡会年1回 ・リーダー向け講座年2回 (3) リハビリ専門職、ケアマネジャー等からなるスタッフミーティングを開催し、連携して取り組みを進めます。年2回	
2 社会参加の促進	(1) 介護予防や健康づくりに関わる関係機関等との情報交換会を開催します。年2回 (2) 高齢者が地域活動等に踏み出すきっかけ	

項目	内容	重点・変更点など
	づくりとなるようマッチングイベントを実施します。年1回 (3)高齢者が集うことができる交流の場づくりに取り組みます。(新規1か所)	
3 生活支援の仕組みづくり	(1)買い物や見守り等、市内社会資源の把握と情報発信を行います。 (2)生活支援サービス団体等とケアマネジャー等が情報共有・意見交換する場をつくり、保険外の資源活用を促進します。 (3)生活支援サービス等をすすめるための課題検討会を開催します。年6回	
4 関係機関等との連携・協働	(1)第2層協議体への参加とともに運営を支援します。 (2)第1層協議体を地域包括支援センター運営協議体の地域ケア推進部会と位置づけ、実施します。年3回 (3)小地域ケア会議と協議体が連携して地域づくりに取り組みます。 ・合同会議年3回 ・相談員等勉強会年1回	

(3) 小地域福祉活動の促進

身近な地域の中でたすけあい活動をはじめとした、地域を良くしていくために必要な取り組みが進んでいくよう、市民や関係機関の人たちが繋がり、話し合い、実践していく取り組みづくりにかかわっていきます。

項目	内容	重点・変更点など
1 福祉のまちづくり懇談会・地域づくりの会	(1)市内の各地域で、意見交換を重ねながら地域の福祉課題を共有・把握し、福祉のまちづくりに必要な取り組みを考えていく場を設けます。 (2)地域づくりの会・円卓会議連絡会を開催し、横のつながりづくりを行います。(年1回)	○コミュニティはぐくみ円卓会議と共催で、継続的に地域づくりの会を実施します。
2 小地域福祉推進チームづくり	(1)福祉のまちづくり懇談会の取り組みを発展させ、概ね小学校区を単位に地域住民・団体が主体的に取り組むを進めていく組織づくりを目指していきます。 (2)モデル地域を設定し、地域支援チームによる支援を行います。	○モデル地域において取り組みを進めます。
3 地域調査	(1)福祉のまちづくりに必要な取り組みにつながる地域ニーズの調査を行います。	

(4) 相談支援と地域福祉活動の促進

既存のネットワークや資源を活用したコーディネート機能を活かし、相談の受け止めとともに地域福祉活動を支援し、地域ニーズに応じた取り組みをすすめていきます。

項目	内容	重点・変更点など
1 サロンマップの発行	(1)地域の繋がり・健康づくりを行う活動情報を分かりやすく市民に提供し、活動と市民参加の接点づくりを行います。	
2 ご近所福祉活動応援助成	(1)社協会員がかかわる地域単位の福祉活動に対し助成を行います。	
3 地域福祉活動応援助成	(1)地域福祉活動団体や住民有志が実施する、地域でのささえあい活動に対して助成を行います。(年3回募集)	
4 介護予防活動団体育成事業	(1)介護予防につながる活動に対して、相談支援や助成を行います。	
5 活動備品の貸出	(1)地域の繋がりづくりを促すため、活動備品の貸し出しを実施します。	
6 きよせふれあいまつり	(1)地域活動団体や社会福祉施設間のネットワークづくりと、それぞれの活動を広く周知するため、コロナ禍におけるあり方を協議して実施方法を決めていきます。	
7 福祉情報の発信	(1)困ったときに役立つ情報や福祉の仕組みなどがわかる情報発信を行います。 ・外国人向け福祉情報誌の作成 ・エンディングノートの発行	
8 地域福祉フォーラム	(1)地域福祉活動計画の周知と地域活動実践発表を行う地域福祉フォーラムを実施します。	○オンライン実施の検討をします。
9 なんでも相談	(1)社会福祉法人社会貢献事業協議会においてなんでも相談の役割を担い、支援が必要な人の問題への対応力を強化します。 (2)「なんでも相談」として、引きこもりの方の家族や避難者など、支援を必要としている方の相談対応を行うとともに、支援者等のネットワークづくり、孤立しない場づくりに取り組みます。	

(5) 地域支援ネットワークづくり

地域の中で課題となっている取り組みや、これからの地域づくりに必要な取り組みを関係者・関係団体とともに考え、協働して進めていきます。

項目	内容	重点・変更点など
1 社会福祉法人による社会貢献協議会	(1)社会福祉法人の社会貢献事業義務化に対し、市内全法人が連携して地域での公益的な取り組みを進める協議会の事務局を担うとともに取り組みを進めます。	
2 サロン活動団体連絡会	(1)サロン活動の現状と課題を共有し、連携を図ります。(オンライン開催)	
3 第4次地域福祉活動計画策定委員会	(1)策定委員会(3回) (2)中間まとめに対する意見交換の機会を設け、市民、関係機関等とともに計画策定を進めます。	

(6) 地域福祉サービス

公的なサービス等で対応が困難な部分について、必要な支援サービスを実施します。

項目	内容	重点・変更点など
1 ふれあいコール	(1)安否確認と孤立防止を目的に電話を差し上げるサービスを実施します。	○孤立しがちな層への対象拡大を検討します。
2 ふれんどサービス	(1)軽度の生活困難が生じている方に対する必要な介助や家事援助などを地域の助けあい、支えあいにより実施します。	
3 車椅子貸出事業	(1)市内在住者または社協会員に対して一時的に有料で貸し出します。配送についても有料で対応します。	
4 養護児童の自立支援	(1)歳末たすけあい募金の配分事業として、児童養護施設から自立する方へ自立支援金を支給します。	

(7) 緊急援護

自立に向けて緊急的な支援が必要な方(世帯)に対し、支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 法外援護	(1)喫緊の交通費等を必要とする方に、支援を行います。	
2 災害見舞金	(1)火災、風水害、震災等の災害を受けたときに消防署長及び清瀬市の意見を聞き、見舞金を送ります。	

項目	内容	重点・変更点など
3 応急生活支援	(1)生活が窮迫し、緊急的な支援を要する生活困窮者で自立が見込まれる方に対し現物給付により支援を行います。	
4 食糧支援	(1)困窮世帯など食の支援が必要な方に食糧支援を行います。 ・子どもの食サポート事業（年2回） ・協力機関のネットワークづくり（報告・意見交換会1回） ・配布会（年4回） (2)ボランティアグループと協働して「フードバンクきよせ」を運営します。	

6. 生活福祉資金貸付事業(東京都社会福祉協議会受託事業)

- (1) 低所得・障害者・高齢者世帯に対し、貸付と相談支援を行なうことにより、世帯の自立と生活の安定を図ります。また、コロナ禍の特例貸付相談で見えてきた課題を必要な仕組みづくりにつながるよう関係機関等との連携を強化します。

項目	内容	重点・変更点など
1 生活福祉資金	(1)低所得・障害者・高齢者世帯を対象とした目的別の貸付を実施します。	
2 教育支援資金	(1)修学世帯に対する入学金および学費等の貸付を実施します。 (2)教育機関と連携し教育資金の周知を行います。	○早期相談につなげるため、関係機関と連携強化します。
3 緊急小口資金	(1)緊急的かつ一時的に生計維持が困難になった場合で真に臨時的生活費が必要な方への貸付を実施します。 (2)コロナ禍の影響による特例貸付の償還相談と支援を行います。	
4 総合支援資金	(1)失業や減収により困窮している世帯への生活の立て直しのための生活費や一時的な資金の貸付を実施します。 (2)コロナ禍の影響による特例貸付の償還相談と支援を行います。	
5 不動産担保型生活資金	(1)居住用不動産を担保とした高齢者世帯向け貸付を実施します。	
6 臨時つなぎ資金	(1)住居のない離職者が公的給付・貸付を受けるまでの当面の生活費の貸付を実施します。	
7 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金	(1)ひとり親家庭の親が、訓練促進給付金を利用し養成機関に通うための入学準備金と卒業後の就職準備金貸付を実施します。	

項目	内容	重点・変更点など
	(2)ひとり親家庭の自立支援を目的とした住宅支援資金貸付を実施します。	

7. 共同募金事業

- (1) 気軽に募金できる機会を増やすとともに、多世代に使いみちを分かりやすく伝え、共感を得られる募金をめざしていきます。

項目	内容	重点・変更点など
1 地区協力会 配分推せん 委員会	(1)共同募金の推進と配分に関する事項を審議するために実施します。(年3回)	
2 赤い羽根共同募金	(1)公的財源では対応しがたい福祉ニーズに対応する社会福祉施設に配分します。 募金期間10月1日～10月31日 ・団体への協力依頼 ・街頭募金の実施 ・募金箱設置依頼 ・市民まつりでの街頭募金と啓発 ・auPAY 募金の実施(通年) (2)共感を得る募金活動を展開するため、配分事業や地域ニーズを知ってもらう機会を作っていきます。	○auPAY 募金の通年実施とし、募金機会の拡充に取り組みます。
3 歳末たすけあい運動募金	(1)地域のたすけあいに繋がる取り組みに対して配分します。 募金期間 12月1日～12月31日 ・団体への協力依頼 ・街頭募金の実施 ・募金箱設置依頼 ・歳末カレンダー市の実施 ・auPAY 募金の実施(通年) (2)共感を得る募金活動を展開するため、配分事業や地域ニーズを知ってもらう機会を作っていきます。	○auPAY 募金の通年実施とし、募金機会の拡充に取り組みます。
4 募金百貨店	(1)企業、事業所が無理なく募金に参加できる仕組みを作り、地域のたすけあいや福祉施設の充実に取り組みます。	

8. きよせボランティア・市民活動センター

主体的な市民参加によるボランティアと市民活動が広がっていくことを目指します。

(1) 基本事業

項目	内容	重点・変更点など
1 運営委員会	(1) ボランティア・市民活動の活動推進と課題に対する検討を行います。(年4回)	
2 相談・登録・紹介 (コーディネート)	(1) ボランティアの参加を促進するとともに、ボランティアを必要とする場面に繋げるための相談支援を行います。 (2) 個人・団体ともに登録制度を設け、センターと活動者がつながり、共に活動を促進していくことを目指します。	○困難を抱える方のボランティアや社会参加の場を広げます。【重点】
3 広報資料の発行	(1) センター事業の見直しに合わせ、リーフレットを随時発行します。 (2) ボランティア募集情報の収集と合わせ、随時ボランティア募集情報チラシを発行します。 (3) 活動団体の情報をまとめたガイドブックを発行します。	
4 ボランティア・市民活動ニュースの発行	(1) 毎月1日にボランティア・市民活動の情報を集めた「きよせばらかつニュース」を発行します。	○市内での配布拠点づくりを行います。
5 保険の受付	(1) ボランティア保険 (2) 行事保険	○行事保険の料金改定があります。
6 活動室の整備、貸出	(1) 活動備品の貸出 (2) 登録団体への活動室貸出 (3) 交流サロンコーナー	○感染拡大防止策を講じ、状況に応じた貸出しを行います。

(2) 催し

項目	内容	重点・変更点など
1 ボランティア相談・説明会	(1) ボランティア、地域福祉活動の説明を行うとともに気軽に相談できる会を定例的に実施します。	
2 夏の体験ボランティア	(1) 小学生以上を対象に、コロナ禍の状況にあったボランティアや地域活動の体験機会を設け、ボランティア意識の醸成を図ります。	
3 ボラカフェ	(1) 大学生向けのボランティア相談会 (2) 大学生向けが地域と繋がるボランティア体験プログラム	○オンライン相談も交えて実施していきます。

項目	内容	重点・変更点など
4 ボランティア・市民活動の発表と繋がる場	(1) ボランティア・市民活動見本市 (2) ぼらかつセミナー ① 体験機会づくり ② 発表・活動の場づくり	

(3) 講座・研修事業

新たな担い手の育成や仲間づくりのための講習会などの実施に努めます。

項目	内容	重点・変更点など
1 手話奉仕員養成講座 (入門課程)	(1) 聴覚障害者との交流活動、災害時のコミュニケーション支援を行うボランティア養成講座を実施します。	
2 音訳者養成基礎講座	(1) 視覚障害者の情報保障を図るボランティア講座を実施します。	
3 災害ボランティア学習会	(1) 大規模災害発生時に備え、「地域住民だから担えるボランティア」の育成と継続的に学習会を行います。	
4 寄り添い傾聴ボランティア講座	(1) お話し相手・見守りなどの活動に繋がるボランティア講座を実施します。	
5 地域活動団体支援講座	(1) 広報や活動の運営方法に関する学習会を実施し、主体的な活動が促進されることを目指します。	○オンライン併用型で実施します。
6 つながりツールの活用講座・相談会	(1) 対面でのコミュニケーションが制限される中、地域活動や日常生活での活用のきっかけづくりとなるよう、ZoomやLINEの活用相談会や講座を実施します。	
7 動物ボランティア講座・お話し会	(1) 地域における動物に関する問題を共有し、自分たちにできるボランティアを考えていく取り組みを継続していく。	○コロナ禍により2年続けて中止のため、方法を工夫し実施します。
8 福祉教育の推進	(1) 小中学校を中心に、社会福祉への理解を深める学びの場を提供します。	

(4) つながり・ネットワークづくり

項目	内容	重点・変更点など
1 NPO法人連絡会	(1) NPO法人の現状や課題を共有するとともに、法人に必要な情報等を伝えていく場づくりを行います。	○オンライン併用型で実施します。
2 地域協働事業	(1) センターがボランティア・市民活動団体をはじめとした多様な主体と協働事業を行う枠組みをつくり、地域課題の改善に取り組みます。	

項目	内容	重点・変更点など
3 デジタルボランティア	(1) オンラインツールの活用や活動団体の広報支援等にかかわる活動者を募り、活動の場を広げていきます。	

(5) 高齢者の介護予防と活動のきっかけづくり

項目	内容	重点・変更点など
1 高齢者男性料理教室	(1) ほのぼの教室（1年目）は感染動向が安定しないことから見合わせし、いきいき教室（2年目以降（活動継続化支援））の継続支援のみ行います。	
2 地域デビュー講座 【新規】	(1) 地域デビューのきっかけになる学びと体験の機会を市民活動団体の協力を得て実施します。	○新規参加者による男性料理教室の実施が見通せないため、新しい形での参加・交流の場を作ります。
3 介護サポーター事業	(1) 65歳以上の方が、市内の高齢者福祉施設などで社会貢献活動を行うごとにポイントを付与し、そのポイントに応じた交付金を交付することで、地域への社会参加と介護予防の推進を図ります。	○非接触型活動の掘り起しを働きかけます。

(6) 新しい居場所づくり

項目	内容	重点・変更点など
1 誰でもボランティア 【新規】	(1) 地域との接点が少ない方が、古切手やプラタブの整理などの軽作業を共同で行い、交流と活躍の場づくりを行います。	
2 コミュニティ拠点 【新規】	(1) 障害者福祉センターを会場に、軽食などを提供しながら、どなたでも気軽に交流、相談しあえる拠点づくりを行います。	○ボランティアグループと協働でとりくみます。

9. あいねっと（きよせ権利擁護センター）

コロナ禍にあっても、個別支援や事例検討の場は欠かすことができません。対応には十分な配慮を行い進めていきます。

成年後見利用促進法の施行により、制度への市民の関心も高まってきました。認知症、知的障害や精神障害などの理由により生活に支援が必要な方への「意思決定支援」を行うことで、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう進めます。

また、市民にとって、より身近な法人として法人後見の受任をモデル事業として進めていくとともに、成年後見制度中核機関として、権利擁護事業における中心的な役割を担います。

(1) 運営

項目	内容	重点・変更点など
1 運営委員会	(1) 権利擁護センターの適切な運営を図るため事業報告、事業計画、重要事項等を審議します。開催に当たっては、会議形式での開催が困難な場合は、書面開催等でこれを行うこととします。	
2 事例検討会	(1) 弁護士等で構成される事例検討会で、成年後見制度の利用支援や対応困難事例、法人後見業務、法人後見監督業務等に対し助言を受け、以後の支援に活かします。 (2) 検討事案の増加及び事案の複雑化等を考慮し、開催回数は年4回を原則としますが、事情にあわせて柔軟に開催できるようにします。 (3) 開催にあたっては、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、状況にあわせてオンラインでの開催を実施します。 (4) 新規モデル事業である法人後見支援事業においては、当面、事例検討会を受任調整する場とし、受任後も活動状況を定期的に報告し、適切な業務遂行のための指導、助言を受けることとします。	○死後事務及び事務管理について継続検討します。 ○事案の停滞を招くことがないように、迅速に対応していきます。
3 広報啓発	(1) 社協だよりやホームページ、市報での広報、リーフレットを配布します。また一般市民向け、福祉・医療関係機関向けの啓発は新型コロナウイルス感染防止の観点から、国及び東京都の指針に基づいた適切な開催方法を検討します。	

(2) 福祉サービス総合相談事業

広く高齢者や障害者の方たちが適切に福祉サービス利用に繋がり、権利侵害なく日常生活が送れるよう相談支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 一般相談、 苦情相談	(1) 福祉サービスの利用相談、判断能力が充分でない方の権利擁護相談、福祉サービス利用にかかわる苦情相談を受け付けます。 (2) 苦情相談の利用者向けのチラシを配布し周知を図ります。	○事業所及びサービス利用者への理解促進を図ります。 ○相談事例を検証します。
2 福祉法律 専門相談	(1) 弁護士が法律的な事柄を含む問題に関する相談に応じます。(月1回)	

(3) 地域福祉権利擁護事業

判断能力が充分でない高齢者や障害者を対象に、安心できる地域生活を支援するため、本人との契約により下表のサービスを行います。また、対象拡大事業として、判断能力のある身体障害者や高齢者にも同様のサービスを実施します。

項目	内容	重点・変更点など
1 福祉サービス 利用援助	(1) 福祉サービス利用方法や手続きに関する相談、利用料の支払い等を行います。	○認知レベルの低下による成年後見制度への移行等を視野に入れた柔軟な対応を引き続き、強化します。
2 日常金銭管 理	(1) 日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等の支払いを行います。 (2) 登録型生活支援員の活動については、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、専門員による支援に変更する等、安全に配慮した対応をします。	
3 書類等預か りサービス	(1) 年金証書や保険証書など日頃使わない大切な書類の預かり保管を行います。	

(4) 成年後見制度利用推進事業

制度を必要とする方が適切に制度利用につながるよう、相談支援業務を行うとともに関係機関とのネットワークづくりにも力を注ぎます。

項目	内容	重点・変更点など
1 成年後見 専門相談	(1) 専門職が相談員として、成年後見制度の申立をはじめ、成年後見制度に関連する遺言や相続等の相談に応じます。 (2) 親族後見人からの相談に応じます。	○親族後見人として活動するにあたり、その相談の場を提供します。

項目	内容	重点・変更点など
2 後見人サポート事業	(1) 専門職後見人等との連絡会を行います。(年1回) (2) 専門職及び親族を後見人等候補者とする申立支援及び就職後の後見活動を支援します。	○親族後見人の活動を定期的かつ長期的に支援する体制を整備します。
3 権利擁護サポーター養成、市民成年後見人の育成講座	(1) 市民成年後見人養成事業修了者の活用(市民成年後見人の受任、法人後見事業の後見支援員等)を進めていきます。	
4 法人後見監督等	(1) 市民成年後見人養成事業修了者が後見人等候補者となり申立を行う場合は、あわせて社会福祉協議会が後見監督人候補者として申立を行います。	○家庭裁判所より審判を受けた場合、社会福祉協議会が後見監督人としてその業務を行い、市民成年後見人の後見活動を支援します。
5 法人後見事業 【新規モデル事業】	(1) 後見人等の選任が必要な市民を対象として、法人後見が適当される方の後見人等候補者を社会福祉協議会が受任します。	○家庭裁判所より審判を受けた場合は、社会福祉協議会が後見人等としてその業務を行います。
6 成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置・運営 【新規事業】	(1) 成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護支援を必要とする市民の方に適切な支援を行えるよう、家庭裁判所や専門職団体、地域の医療福祉関係者等と連携する「地域連携ネットワーク」の中心的な役割を担います。 (2) 中核機関の機能として成年後見制度の広報、相談、利用促進、後見人支援に取り組みます。	○中核機関業務にあたっては、清瀬市の所管課と役割を分担し、連携してその業務を行います。

(5) 市民啓発事業

きよせ権利擁護センターの事業を周知するために「市民向けセミナー」及び「出前講座」を行います。また、地域で安心して暮らすための「架け橋」として、地域福祉権利擁護事業の周知を強化していきます。

10. きよせ社協地域包括支援センター(清瀬市受託事業)

- (1) 医療・保健・福祉等さまざまな視点から総合的に支援する体制を作り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、社協エリアの地域づくりを手始めとした地域包括ケアシステムの構築を目指します。

項目	内容	重点・変更点など
1 一般介護予防事業	(1) コロナ禍であっても小グループ、個人で持続しやすいフレイル予防を提案し、高齢者のフレイル予防を行います。	
2 介護予防ケアマネジメント事業	(1) 要支援者1及び2、または介護予防生活支援サービス事業対象者と認定された利用者の介護予防・自立支援の視点に立ち、自己決定を尊重して、介護予防サービス及び、地域資源を活用したケアマネジメントの作成を行います。	
3 包括的・継続的ケアマネジメント事業(ケアマネジャー連携・支援及び支援ネットワークづくり等)	(1) 高齢者が住みなれた地域でその人らしく暮らせる地域となるため、居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員と共に、生活の質の改善に努めていきます。 (2) 自立支援型地域ケア会議や個別地域ケア会議などを活用し、介護支援専門員のスキルアップを図ります。	○ケアマネット清瀬、社協の地域福祉推進事業等との連携を推進します。
4 総合相談支援事業・ふれあいネットワーク事業	(1) 各種福祉サービスの申請代行を行います。 (2) 高齢者福祉サービスの情報を収集し、利用者のニーズに合わせて、必要な情報を提供していきます。 (3) 民生委員・ふれあい協力員等と連携を図り、高齢者の見守り支援を行います。	○ふれあい協力員や関係者との連携促進を図ります。
5 権利擁護事業	(1) 成年後見制度利用につなげるため権利擁護センターとの連携を行う。 (2) 消費者被害を防止するため消費生活センターや警察から消費者被害に関する情報などを収集し、高齢者等からの相談時に情報提供します。 (3) 高齢者虐待防止に向けて清瀬市と連携を図り、虐待防止・早期発見に努めます。	○権利擁護センターや消費生活センター等との連携促進を図ります。 ○消費者被害防止、虐待防止等の啓発活動推進を図ります。
6 地域包括ネットワークの構築	(1) 地域密着型サービス事業所等が開催する会議や第2層生活支援コーディネーターが主催する会議等に参加し、情報共有を図ります。 (2) 医療機関、介護サービス事業者など多職種連携の推進を図ります。 (3) 年4回の自立支援型地域ケア会議では、地域の課題を抽出し、解決につなげます。	

項目	内容	重点・変更点など
7 第2層生活支援コーディネーター業務	<p>(1) 自立支援型地域ケア会議や個別地域ケア会議、介護予防ケアマネジメントで把握した地域課題を整理します。</p> <p>(2) 月1回行う2層協議体の会議で、整理した地域課題を共有して、地域に不足する生活支援サービス等の解決につなげます。</p> <p>(3) 新しい生活様式を念頭に置き、閉じこもりになりがちな高齢者が、外出できるきっかけづくりを勧めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10の筋トレを3か所立ち上げます。 ・きよせ社協包括エリアにて高齢者に向けた、独自の講座を開催します。 	

11. 清瀬市障害者福祉センター

『ともに歩む仲間 ～センターから地域に笑顔を～』

指定管理者としての新たな1年目を迎え、今後5年間の運営の土台づくりに取り組みます。

(1)障害者福祉センター全体で取り組むこと

○利用者のニーズやライフステージに応じた支援を提供します。

項目	内容	重点・変更点など
1 障害福祉サービス	(1)障害者総合支援法等関連諸法令に則って事業を実施します。 (2)新たに共生型通所介護事業を開始します。 (3)地域活動支援センター事業の立ち上げ準備をします。	○既存事業の実施形態の見直しや新規事業の実施により、支援のさらなる充実を目指します。

○障害の有無に関わりなく交流できる機会の拡大に努めます。

項目	内容	重点・変更点など
1 イベントの実施・参加	(1)地域社会と接する機会をつくり、利用者の社会参加の充実や、市民が障害福祉に理解・関心を深める契機となるよう努めます。 ・ふくしセンターまつりの実施 ・地域の福祉団体等の開催するイベントへの参加	○感染症の状況によっては、代替策を検討するなど柔軟に対応し、交流の機会がなるべく失われないよう努めます。
2 小中学生との交流	(1)将来の社会を担う『未来のおとなたち』に、障害理解が深まるよう働きかけ、共生社会実現の土台づくりに取り組みます。 ・小中学校との交流会の実施 ・職場体験（中学校）の受入れ	○オンラインや映像を活用した交流・啓発の方法を検討します。

○障害福祉への理解や関心を深めるための活動を推進します。

項目	内容	重点・変更点など
1 情報発信	(1)ホームページを定期的に更新し、『「今」の情報』の発信に努めます。 (2)パンフレットを刷新し、配置場所も増やして多くの市民の目に触れるよう工夫します。	○積極的な情報発信に努めます。 ○障害のある方やそのご家族だけでなく、広く地域に向けた情報発信に努めます。
2 実習生等の受け入れ	(1)将来の福祉従事者の確保・充実に資するため、専門職の養成実習を受け入れます。 ・社会福祉士養成 ・介護福祉士養成 (2)専門職以外の実習・研修等も、可能な範囲で積極的に受け入れます。	○いずれの実習においても、『理解者が増えることで障害のある方が暮らしやすい社会が実現する』との基本姿勢に立ち、実習生等への周

項目	内容	重点・変更点など
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護等体験 ・公務員新任研修等 ・ボランティア体験等 	知啓発に力を入れます。

○公共の社会資源として、広く地域の福祉増進に役立つ活動を推進します。

項目	内容	重点・変更点など
1 福祉避難所	(1)清瀬市との協定に則り、災害発生時の福祉避難所開設に備えます。	
2 法人自主事業の展開	(1)『障害者支援』から一歩前進し、どのような境遇に置かれた方も暮らしやすい地域づくりのための事業を、福祉センターから発信します。	○『地域の福祉が増進し、誰もが暮らしやすくなること、障害福祉の一層の充実となる』との基本姿勢の元、事業を推進します。
3 地域との関わり	<p>(1)福祉センター及び社会福祉協議会について地域の方に知っていただく機会として、地域交流会を年1回実施します。</p> <p>(2)市内を中心とした近隣事業所の自主製品販売の機会を提供します。</p>	○感染症の状況によっては、実施のための代替策を検討します。

○指定管理者として、施設運営の健全化・安定化に努めます。

項目	内容	重点・変更点など
1 健全化	<p>(1)経費削減と適正な予算執行に努めます。</p> <p>(2)利用者の増加による収益増に取り組みます。</p>	<p>○指定管理者として求められている「市民サービスの向上」「経費の削減」「業務の効率化」を念頭に置いて、施設を運営します。</p> <p>○連絡会等での情報共有や交換研修を通して幅広い視野を得て、支援の標準化と質の向上に取り組みます。</p>
2 安定化	<p>(1)業務環境の改善に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・係を横断する協議体の活用 ・支援業務の可視化、標準化 ・職員全体研修の実施 <p>(2)他機関等との連絡会や協議体に参加・協働します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清瀬市地域自立支援協議会 ・東京都社会福祉協議会知的発達障害部会 ・東京都市心身障害者施設協議会（職員交換研修など） <p style="text-align: center;">など</p>	

(2) 管理係

事務職員、管理栄養士、看護師を配置し、センター全体の庶務業務、給食サービス業務、看護業務等を実施します。

項目	内容	重点・変更点など
1 会計管理	(1) より適正な予算執行、会計管理を目指し、手順や管理体制を見直し、効率的且つ適正な処理を行います。 (2) 引き続き経費削減に努める観点から、積極的に情報収集・検討を行います。 (3) 収支計画の実現のための情報共有を行います。	
2 施設設備備品管理	(1) 安心、安全な環境を継続的に提供することを目標に、施設、設備の予防措置、老朽化への対応を行うとともに、効率的且つ適正な施設設備管理のため、修繕履歴の整理・活用を図ります。	
3 支援システム運用	(1) 報酬改定への対応と円滑な運用に取り組みます。	
4 業務の標準化	(1) 各種業務マニュアルの見直し作業を継続します。 (2) 効率的な業務を推進するため、業務フローの見直しを行います。	
5 給食サービス	(1) 安心して食べられる給食を、安定して提供します。 (2) 食に関する情報発信をします。	○利用者の摂食機能に応じた食形態などを工夫します。 ○栄養管理に関する個別の相談に対応します。
6 送迎サービス	(1) 送迎車を安全に運行します。	○交通法規遵守と安全運転に努めます。 ○業務の一部内製化により、委託経費の削減に取り組みます。
7 保健・衛生管理	(1) 医療的ケア実施の支援をします。 (2) センター全体の衛生管理を行います。	○感染症対策に努めます。

(3) 第1係

○清瀬ひまわり園（生活介護事業）

主に重度の知的障害者を対象に、個別支援計画に基づき、日常生活上必要な支援を行い、社会参加の機会を提供します。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)個別支援計画に基づき、一人ひとりの障害特性・能力・生活状況等に即したサービスを提供します。 (2) ADLの維持向上を目標に、日常生活上の支援を行います。 (3) 季節のイベントなど、利用者が楽しめる行事を実施します。	○利用者一人ひとりの日々の生活が充実することを第一にサービスを提供します。
2 新規利用者の確保	(1) 特別支援学校、相談支援事業所等への働きかけや広報活動により、新規利用者を確保できるよう努めます。 (2)センター内の放課後等デイサービス事業所との共同の活動や保護者への情報提供を通じ、卒業後の選択肢となることを目指します。	○令和3年度中に4名が退所している現状を踏まえ、定員に近い利用者数を確保するよう努めます。
3 支援力の向上	(1)強度行動障害支援者養成研修の受講修了者を継続して増やし、支援における意識・技術の向上を図ります。 (2)近隣市の事業所との職員交換研修に職員を派遣し、業務改善のためのヒントを得ます。	○研修で得たものを共有し、支援力の向上につなげるため、事業所内で伝達研修を実施します。

(4) 第2係

○相談支援事業所（一般相談支援、特定相談支援、障害児相談支援事業）

日常生活上の困りごとや福祉サービス利用に係る相談に応じます。サービス等利用計画を作成します。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者本人の意思を尊重し、本人の立場に立って、相談に応じます。 (2)エンパワーメントの視点から、利用者と共に問題の解決に取り組みます。	○地域の実情や社会情勢を踏まえた支援を行います。
2 多職種・分野との連携	(1)虐待などの困難ケースに適切に対応するため、関連する多職種・機関と連携します。 (2)障害児者の包括的な支援を行うため、児童、高齢、保健、医療、権利擁護センター、ボランティアセンターなど多分野の機関と連携します。	○利用者の変化（成長や自立、高齢化など）だけでなく、保護者の高齢化等、利用者を取り巻く環境の変化にも目を配りながら、他機関と連携していきま

項目	内容	重点・変更点など
		す。
3 資源開拓・ 情報提供	(1)さまざまな社会資源を新たに地域の福祉につなげるため、情報収集に努めます。 (2)取得した情報を利用者や支援機関に提供し、共有します。	○各々のニーズに合ったサービスや社会資源につながるよう情報収集に努めます。

○学童クラブのびのび（放課後等デイサービス事業）

障害児を対象に、療育に重点を置いた支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)年齢や障害の異なる子どもたちが一緒に過ごす中で、友だちとの関わりを楽しめるようなプログラムを提供します。 (2)集団生活のルールを身につけられるように支援を行います。 (3)年間を通じて様々な経験を得られるプログラムを作成・提供します。 (4)利用者個々の障害特性に合わせた支援プログラムを提供します。	○感染症対策に留意しながら、利用者相互の交流を支援します。 ○集団生活への適応や発達支援に重点を置き、個々の障害特性や発達段階に合わせた支援を行います。 ○医療的ケアを必要とする利用者の受け入れに伴い、看護師との連携を強化します。
2 就学前支援施設との連携	(1)就学前児の支援を行っている機関と連携します。 (2)利用者に関わっている多職種・機関と連携します。	○就学前施設の訪問や関係機関とのケース会議を通じて、利用者に対して一貫性のある支援を行う環境を整えます。

○同行援護事業所（同行援護事業）

主に重度の視覚障害者を対象に、外出時の支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者のニーズを適確に把握し、意思を尊重した支援を行います。	
2 職員研修	(1)虐待防止、障害特性の理解等の研修を行い、従業者の支援の質の向上に努めます。	○支援に具体的に関わる研修を定期的に行うことで、従業者の支援の質の向上に努めます。
3 他事業所との連携	(1)事業者連絡会に参加し、事業運営やサービス提供の実際に係る事例検討・情報交換等を行います。	○地域の現状を把握するための情報収集を行います。

○移動支援・生活サポート事業

主に知的障害者を対象に、外出時の支援を行います。

障害福祉サービスの対象とならない障害者を対象に、家事に関する見守り等の支援を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者のニーズを適確に把握し、利用者の意思を尊重した支援を行います。	
2 職員研修	(1)虐待防止、障害特性の理解等の研修を行い、従業者の支援の質の向上に努めます。	○支援に具体的に関わる研修を定期的に行うことで、従業者の支援の質の向上に努めます。

(5) 第3係

○機能訓練事業所（自立訓練（機能訓練）事業）

主に身体障害者を対象に、個別支援計画に基づき、身体機能に合わせた個別訓練や介護に関する相談・指導を行います。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者の持てる能力・残存機能が最大限発揮できるよう、効果的な個別訓練を実施します。	○心身のリハビリを通して、利用者が地域で主体的に生活できることを目標とします。
2 ニーズの把握・利用者の開拓	(1)清瀬市や近隣市の所管課、相談支援事業所等への情報提供を行い、新規利用者の獲得に努めます。 (2)利用終了後にアフターフォローの場を提供します。	○利用者獲得のため、地域のニーズ把握に努めると共に、事業の実施方法等を見直します。
3 新規事業の実施	(1) 共生型通所介護事業所の開設 ・共生型地域密着型事業 ・通所型緩和基準型事業 (2)ワンポイントリハビリの実施	○事業所運営で培った経験と実績を、地域福祉の充実に活かします。
4 他機関・事業所との連携	(1)介護予防関連の地域活動に理学療法士を派遣します。 (2)センター内の他事業所をはじめとした障害者支援機関のほかに、介護保険関連事業所などとも更なる連携を築きます。	○機能訓練事業の周知および利用者獲得に努めます。

○生活介護事業所のぞみ（生活介護事業）

主に重度の身体障害者を対象に、個別支援計画に基づき、日常生活上必要な介助を行い、社会参加の機会を提供します。

項目	内容	重点・変更点など
1 基本事業	(1)利用者の身体状況・障害特性・能力・生活状況等に即したサービスを提供します。 (2)個々の身体機能や生活動作能力に合わせた介助・支援を行います。	○利用者一人ひとりの状況に合わせて必要な支援を提供します。
2 重複・重度障害者への対応整備	(1)重度・重複障害・医療的ケアが必要な利用者への支援体制を整備します。 (2)特別支援学校卒業後の選択肢となるよう、進路実習や体験実習の受け入れに取り組みます。	○看護師をはじめとした多職種および他の支援機関との連携を強化します。
3 入浴サービスの安定した供給	(1)入浴介助マニュアルを更新し、支援方法の標準化に努めます。 (2)安定したサービス提供を継続するため、福祉センター全体で協力しあえる体制を整えます。	○福祉センター全体で協力し合える体制を整えます。